

プラザ洞津利用料金減免申請書 (団体利用)

代表者の 所属所名		所 属 所 電 話 番 号	— —	
所属所 コード		代表者名	※利用者欄に再掲してください	
会合名		利用日		
利用 (減免対象) 者				
	組 合 員 証 記 号 番 号		組 合 員 氏 名	
			所 属 所 名	
1	公立 三重			
2	公立 三重			
3	公立 三重			
4	公立 三重			
5	公立 三重			
6	公立 三重			
7	公立 三重			
8	公立 三重			
9	公立 三重			
10	公立 三重			
11	公立 三重			
12	公立 三重			
13	公立 三重			
14	公立 三重			
15	公立 三重			
16	公立 三重			
17	公立 三重			
18	公立 三重			
19	公立 三重			
20	公立 三重			
上記のとおり利用料金の減免を申請します。 公立学校共済組合三重支部長 様 令和 年 月 日 申請者 (代表者) 氏名				
※プラザ洞津使用欄	予約 番号		確認 入力	令和 年 月 日 担当
				令和 年 月 日 担当

利用に当たっての注意事項

- 注1. 減免対象は、公立学校共済組合三重支部の組合員に限ります。ただし、任意継続組合員は除きます。
- 注2. 組合員資格の有無は次表により判断します。

利用区分	組合員資格の判断基準
宴会、レストランの利用	利用日において組合員であること
おせち料理、その他企画商品の購入	注文日において組合員であること

- 注3. 減免額は、組合員一人当たり年度内 6,000円（3回）を上限とし、利用区分により次表のとおりとします。

利用区分		利用・購入金額 ※3	減免額
宴会利用 ※1		1回の利用が 5,000円以上	2,000円 (1回分)
レストラン利用 ※1		1回の利用が 4,000円以上	
商品購入 ※2	おせち料理	1回の購入金額 4,000円につき	
	その他企画商品	1回の購入金額 4,000円以上	

- ※1. 組合員の利用分を対象とします。
- ※2. 組合員の支払分を対象とします。
- ※3. いずれも税、サービス料を除きます。

- 注4. 利用日の前日までにこの申請書をプラザ洞津に提出してください。事後の請求はできません。
- 注5. 利用・購入料金から減免された金額を差し引いた金額をプラザ洞津に支払ってください。
- 注6. 不正に減免を受けた場合（組合員以外の者が利用した場合等）は、代表者を通じて減免された金額を返納していただきます。